

第七十七回 参議院議院運営委員会會議録第十号

昭和五十一年五月十二日(水曜日)
午後二時十六分開会

委員の異動

五月十一日

辞任

神谷信之助君

補欠選任

近藤 忠孝君

五月十二日

辞任

近藤 忠孝君

補欠選任

神谷信之助君

出席者は左のとおり。

委員長

鍋島 直紹君

理事

斎藤 十朗君

嶋崎 均君

寺本 広作君

安永 英雄君

和田 静夫君

内田 善利君

中村 利次君

委員

上條 勝久君

佐多 宗二君

佐藤 信二君

高橋 邦雄君

高橋 隆之助君

戸塚 進也君

中西 一郎君

福岡日出磨君

神谷信之助君

小巻 敏雄君

議長

副議長

河野 謙三君

前田佳都男君

事務局側

事務総長 岸田 實君

事務次長 植木 正張君

議事部長 鈴木 源三君

委員部長 川上 路夫君

記録部長 江上七夫介君

警務部長 指宿 清秀君

庶務部長 前川 清君

管理部長 佐橋 宣雄君

渉外部長 武田 實君

法制局長 杉山恵一郎君

国立国会図書館側

国立国会図書館 宮坂 完孝君

本日の会議に付した案件

○国会議員互助年金法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部改正に関する件

○参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件

○国立国会図書館職員定員規程の一部を改正する規程を定めるについて承認を求めるの件

○委員長(鍋島直紹君) 議院運営委員会を開会いたします。

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案、国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案及び国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

○事務総長(岸田實君) 国会議員互助年金法の一部を改正する法律案外三件について御説明申し上げます。

まず、国会議員互助年金法の一部を改正する法律案であります。これは、昭和四十八年三月三十一日以前に退職した国会議員等に給する互助年金について、本年六月から基礎歳費月額を五十万円に引き上げた年額に改定するとともに、納付金率を百分の九に引き上げ、あわせて遺族扶助年金について準用する恩給法の改正に伴い所要の規定を整備し、経過措置を定めようとするものであります。

次に、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案であります。これは、本年四月から文書通信交通費の月額を五十五万円に、弔慰金の額を歳費月額の十六カ月分に、特別弔慰金の額を歳費月額四カ月分に改めようとするものであります。

なお、改正後の文書通信交通費五十五万円のうち、二十五万円は歳費支給日に、三十万円は毎月月末に支給することとしております。

次に、国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案であります。御承知のとおり、立法事務費は、各会派に対してはもちろんのこと、所属議員数が一人の場合であっても、政治資金規正法の規定により

「政党」として届け出た団体で議院運営委員会の認定があれば、その団体にも交付することとしておりますが、先般の政治資金規正法の改正によりまして、一月一日から「政党、協会その他の団体」は「政治団体」と改められ、この「政治団体」のうちでさらに一定の要件を具備しているもののみを「政党」とすることに改められましたので、「政党」という字句を「政治団体」に改め、現行と変更のない運用ができるようにいたそうとするものであります。

次に、国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案であります。これは、国土庁に国立国会図書館の支部図書館を設置しようとするものであります。

○委員長(鍋島直紹君) 別に御発言もなければ、これより採決を行います。

まず、国会議員互助年金法の一部を改正する法律案を原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(鍋島直紹君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案を原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(鍋島直紹君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

を改正する法律案を原案どおり可決することに賛成の諸君に挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(鍋島直紹君) 全会一致と認めます。よって、両案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、以上四件に関する審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(鍋島直紹君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(鍋島直紹君) 次に、議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部改正に関する件を議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

○事務総長(岸田實君) 議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部改正に関する件について御説明申し上げます。

これは、議院に出頭する証人、公述人及び参考人の出頭した日の日当を、陳述に要した時間が四時間未満の場合は、現行九千円を九千五百円に、陳述に要した時間が四時間以上の場合、現行一万八千円を一万一千四百円に改め、昭和五十一年四月一日から適用しようとするものであります。

○委員長(鍋島直紹君) 本件につきましては、ただいま事務総長説明のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(鍋島直紹君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(鍋島直紹君) 次に、参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件を議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

○事務総長(岸田實君) 本件は、参議院事務局職

員の定員を新たに十一人増員し、現行定員の「千二百五十七人」を「千二百六十八人」に改めようとするものでございます。

今改正による増員分は、委員長室の設置に伴いまして増加する業務に充てるために必要な職員でありまして、施行につきましては昭和五十一年十月一日からいたしてまいります。

以上でございます。

○委員長(鍋島直紹君) 本件につきましては、ただいま事務総長説明のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(鍋島直紹君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(鍋島直紹君) 次に、国立国会図書館職員定員規程の一部を改正する規程を定めるについて承認を求めるの件を議題といたします。

図書館長の説明を求めます。

○国立国会図書館長(宮坂完孝君) 国立国会図書館職員定員規程の一部を改正する件につきまして御説明申し上げます。

当館の業務の充実を図るため、定員二人を増加し、現行の定員規程本則中の「八百四十三人」を「八百四十五人」に改めようとするものであります。御承認を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件は官報公示の日から施行いたしたいと存じております。

以上であります。

○委員長(鍋島直紹君) 別に御発言もなければ、本件に対し承認を与えることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(鍋島直紹君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

暫時休憩いたします。

午後二時三十分休憩

〔休憩後開会に至らなかった〕

〔参照〕

議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部を改正する規程案

議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程(昭和二十二年九月一日両院議長協議決定)の一部を次のように改正する。

別表第二中「九、〇〇〇円」を「九、五〇〇円」に、「一〇、八〇〇円」を「一一、四〇〇円」に改める。

附則

この規程は、昭和五十一年 月 日から施行し、同年四月一日から適用する。

参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案

参議院事務局職員定員規程(昭和三十三年三月三十一日議決)の一部を次のように改正する。

第一条中「千二百五十七人」を「千二百六十八人」に改める。

附則

この規程は、昭和五十一年十月一日から施行する。

国立国会図書館職員定員規程の一部を改正する規程案

国立国会図書館職員定員規程(昭和三十三年国立国会図書館規程第一号)の一部を次のように改正する。

本則中「八百四十三人」を「八百四十五人」に改める。

附則

この規程は、昭和五十一年 月 日から施行する。

五月十一日本委員会に左の案件を付託された。

〔予備審査のための付託は同日〕

一、国会議員互助年金法の一部を改正する法律案(衆)

一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

一、国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

一、国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案

国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「百分の八・四」を「百分の九」に改める。

第二十七条中「第七十七条」の下に「第七十八条ノ二」を加える。

附則

この法律は、昭和五十一年六月一日から施行する。ただし、第二十七条の改正規定及び附則第四項の規定は、同年七月一日から施行する。

(昭和四十八年三月三十一日以前に退職した国会議員等に給する互助年金の特例)

2 昭和四十八年三月三十一日以前に退職し、若しくは死亡した国会議員又はこれらの者の遺族に給する互助年金については、昭和五十一年六月分以降、その年額を、六百万円を退職又は死亡当時の歳費年額とみなし、改正後の国会議員互助年金法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

(職権改定)

3 前項の規定による互助年金の年額の改定は、総理府恩給局長が受給者の請求を待たずに行う。

(恩給法第三章の規定の改正に伴う経過措置)

4 国会議員互助年金法第二十條において恩給法(大正十二年法律第四十八号)第三章の規定を準用する場合における恩給法等の一部を改正する

法律(昭和五十一年法律第 号)による恩給法第三章の規定の改正に伴う経過措置については、恩給法等の一部を改正する法律附則第十一條の規定の例による。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「三十五万円」を「五十五万円」に改める。

第十二条中「歳費一年分」を「歳費月額十六月分」に改める。

第十二条の二中「三月分」を「四月分」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和五十一年四月一日から適用する。

2 改正前の国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の規定に基づいて昭和五十一年四月一日からこの法律の施行の日までの間に各議院の議長、副議長及び議員に支払われた文書通信交通費は、改正後の国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の規定による文書通信交通費の内払とみなす。

3 昭和五十一年五月分の文書通信交通費については、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第十三条の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して五日以内、二十五万円から前項に規定する同年五月分として支払われた文書通信交通費の額を差し引いた額を支給し、残余の金額の支給は、同法同条の規定に基づき両議院の議長が協議して定めた文書通信交通費の支給に関する規程の例による。

国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案

国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律

国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律(昭和二十八年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「政党」を「政治団体」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

国立国会図書館法の規定により行政各部に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案

国立国会図書館法の規定により行政各部に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律

国立国会図書館法の規定により行政各部に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中国立国会図書館支部環境庁図書館の項の次に次のように加える。

国立国会図書館支部国土庁図書館

附則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和五十一年五月十七日印刷

昭和五十一年五月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

B